

子どもと教育・文化 道民の会 会報

会員のみなさん

「会報No34」を発行いたしました。

ご一読ください

【今回の記事内容】

1. 『さっぽろく子育て・教育>市民フェスティバル2016』報告 …… p 3
2. 教育集会・講演会のお知らせ
 - ① 11月10日「ゆきとどいた教育をすすめる地域学習会 in 釧路」 …… p 7
 - ② 11月19日(土)「加藤多一(道民の会共同代表)さんの文芸講演会」
「文学で何ができるだろうか?~『ホシコ~星をもつ馬』の場合」 …… p 8
 - ③ 11月20日(日)「子どもの権利・札幌」との共催「討論会」 …… p 9
 - ④ 11月5~6日(土日)「合同教育研究全道集会2016」 …… p10
3. 2つの見解と声明を紹介します
 - ① 2016年度「全国学力・学習状況調査」結果公表にあたって【見解】
(道教組・道高教組) …… p11
 - ② 北海道の大学・高専関係者有志アピールの会声明
「軍学共同・軍産学複合体づくりにNOといえる大学の自治と自由を」 …… p13
4. 会員の皆様からの寄稿
 - ① 「18歳選挙権」は学校をどう変えるか? 尾張 聡(高校教諭) …… p14
 - ② 「主権者教育」とは-憲法と教育基本法の観点から
姉崎洋一(北海道大学・名誉教授) …… p18
 - ③ 「オーストラリアの教育を見聞きして」 山内 雅(道民の会事務局員) …… p26
 - ④ アクティブ・ラーニング狂奏曲 真鍋和弘(公立高校時間講師) …… p28
 - ⑤ 多様な取り組みと悩み・困惑が語られた今回の道徳教育フォーラム
柳 憲一(北海道道徳教育フォーラム事務局) …… p29

【事務局からのお願い】

- ① およそ1年間程度会費が未納な方は是非納入ください。
また、しばらくお休みされている方もこの機会に新たにご加入ください。
年会費1口単位1000円です。(何口でも結構です)

最終会費納入年を宛名シール最下段の数字で示してあります。数字のない方は2008年以降会費納入がありません。可能な範囲で会費納入をお願いします。

- ② この11月に開催する「釧路集会」のような、各地域での教育懇談会や憲法学習会を開催しませんか。
開催する上で、講師の紹介や道民の会役員及び事務局員の参加等の要請などあればご相談ください。

また、各地でのとりくみや会員のみなさんからのご意見や地域での子どもたちの様子などお知らせください。

- ③ 会報原稿（寄稿文など）をお寄せください。
次回発行は2017年1月を目途にしています。
- ④ メールアドレスお知らせください。住所変更がありましたらご連絡ください。
空メールでも結構です。ただし氏名がわかるようにお願いします。
(会報などの情報を郵送料なしで送れることで、財政的にも助かります。)
- ⑤ ホームページをご覧ください。
まだまだですが、一層充実するように努めます。
ご意見などお寄せください。

メール kodomotokyoku@gmail.com

H P kodomotokyoku.jimdo.com

『さっぽろく子育て・教育>市民フェスティバル2016』報告

(*「道民の会」は、このフェスティバル実行委員会団体となっています。)

実行委員会団体は、子どもと教育・文化 道民の会のほか、認定NPO法人北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会、NPO法人学童保育・地域子育てサポートセンター北海道、札幌市学童保育連絡協議会・北海道高等学校教職員組合札幌支部、全石狩札幌教職員組合、子どもの権利・札幌、さっぽろ子育てネットワークなどで構成されています。

『笑顔が輝く子どもと大人の未来』

～つながり広げて一人ひとりが大切にされる子育て社会に～

2016年10月10日(月・祝)に、札幌市男女共同参画センター(札幌エルプラザ内)において『さっぽろく子育て・教育>市民フェスティバル2016』が開催されました。今年で16回目となるとりくみです。

午前は全体講演会でした。今年の講演は奥田知志さん。茂木健一郎さんとの対談をまとめた著書『「助けて」と言える国へ』(集英社新書)やNHK「プロフェッショナル仕事の流儀」でも紹介されている北九州ホームレス支援機構理事長で牧師の奥田知志さんの講演「助けてといえる社会とは」をテーマに講演していただきました。

奥田さんは「今は息子さんの方が有名」(息子さんはSEALDsの奥田愛基さん)などとユーモアを交えたお話も含めて深い人間愛と洞察に裏打ちされた講演で、参加者の感動をよびました。

は…、一人ひとりに寄り添うとは…」とし、前半の全体会ではフィールドの異なる4名の方々に話題提供をしていただきました。後半は4グループに分かれ、奥田さんの講演や、4名の方の話題提供を受け、分散交流会を行いました。また、午後は、「あそびの広場」も同時開催、100名ほどの親子さんが集い、にぎわいました。

◆午前プログラム：

講演「助けてといえる社会とは」

奥田 知志 さん

(NPO法人抱樸理事長、

ホームレス支援全国ネットワーク理事長)

講演の冒頭に、真っ先に触れられたのは、先日起こった衝撃的な「相模原障害者施設殺傷事件」についてでした。障害者は価値を生み出さない無価値な存在と考える風潮に危惧を感じるといわれ、「相模原事件とは何か」を問い続けていかなければならないと語られていました。また、1983年に起きた横浜の公園で路上生活者が中学生に襲われる事件についても触れられました。この時、少年たちが「横浜の地下街が汚いのは浮浪者がいるせいだ。俺たちが町を綺麗にしてやったんだ。」と供述したと知り、少年たちの背後に見え隠れする闇の部分と向き合う大切さを感じました。この事件前後にも、少年たちがホームレスを集団で襲撃する事件は起きており、その背景にある少年たちの抱える課題を受け止めていかなければならないと語られていました。その後も、熱のこもったお



午後からは、テーマを「助けてといえる社会と



話が続きました。以下は、講演のレジюмеをもとに、特に印象に残ったところをご紹介します。

★包摂型個別支援（伴走型支援）の必要性

一般的にホームレスと言えば、仕事も家もなく、食べるのにも困っている人という認識だが、実際は個々に様々な問題（障害、虐待、家族絶縁、刑余者、低学歴等）を抱えている人が多く、そのために他者との関わりから遠ざかり、社会的孤立（関係的困窮）状態に陥っているケースがほとんど。ホームレスは、経済的困窮（ハウスレス）と社会的孤立（ホームレス）の視点から、包摂型個別支援（伴走型支援）が必要とおっしゃっていました。様々な理由から、仕事や家、家族を失った時、人は何のために働くのか、誰のために働くのか…。昔は、地縁、血縁、社縁という三つの縁が困窮者の傍には存在し、社会的資源へつないでいました。三つの縁が脆弱化している今の日本の社会では、誰でもあつという間に経済的困窮や社会的孤立に陥る可能性があると感じました。こんな状況では、困ったとき、誰に「助けて」と言えるのでしょうか。共に考え、悩みながら、今ある社会資源をつなぎ合わせ、当事者個々にあったプログラムで支援していくことが必要であるということが奥田さんのお話からよく分かりました。

★包摂型世帯支援の必要性 一なぜ、marugoto が必要なのか？一

一つの家庭の中に様々な問題（例えば、中学生の息子は不登校⇒学校教育、母親は精神疾患⇒医療福祉、父親は失業中⇒就労支援）が存在し、さらには、個々人の中にも複合的な問題が存在しているから、縦割り、個別対応では問題の解決は難しい。だから「marugotoプロジェクト」（包摂型

世帯支援）が必要になると語られていました。子どもの貧困は親の貧困、家庭の貧困ということになります。

★「助けて」の二つの効果

今、大人も子どもも助けてと言えない時代になってきています。『助けて』には2つの効果があり、自分には価値があり、尊い存在であるという「自尊心」が生まれてくること、もう一つは自分には役割がある、必要とされている、誰かの助けになれるという「自己有用感」が生まれることだと。助けを求める側からも助ける側からも絆の相互性・同時性・可逆性が生まれる効果があると語られました。

「お互い様」の関係をつくることで、「助けて」と言いやすい環境が生まれるのではないかと思います。大人が「助けて」と言えなければ、子ども・若者はなかなか言えないのではないのでしょうか。

★生笑一座（いきわらいちざ）

ホームレスを乗り越えた当事者たちが、自らのホームレス体験を小学校や中学校で語り、演じる一座を2013年に立ち上げました。



住む家や家族を失った経験からわかったことや見えてきたこと、そんな自分を真剣に大切に思ってくれる人がいたこと、「生きてさえいれば、いつか笑える時が来ること」を子どもたちに伝えたいと思います。そして、困ったとき、苦しいときは遠慮しないで、「助けて」と言いなさい。「助けて」は恥ずかしい言葉ではないということを知ってもらいたいと願っています。
<「NPO 法人抱樸」HP より>

★質問に答えて・・・

講演の最後に、司会者からの「ご自身の子育てについて」の質問に答えて、「今は息子のほうが有名になって、『奥田愛基さん（SEALDs）のお父さん』と言われることのほうが多いのですが…」と少し照れながら、一人の親として息子さんが中学時代、不登校を乗り越えていくまでの親子の葛藤を率直に語られました。会場から「その時、誰かに助けてと言えましたか？」という少し意地悪な質問に対しても、「なかなか言えませんでした。でも最後に、沖縄の離島のご家庭へ息子を預ける

時には、素直にお願いできました。」と…その後、高校、大学と進学し、息子さんのSEALDsでの活動を見守ってこられたそうですが、息子さんが「国会議員の先生方、個人として自分の頭で考えてください。」と迫った姿を見て、この時だけは、不登校の時、息子がどれだけ一人で考え、沖縄行きを決意したか、その当時の息子の思いが浮かび、父親として涙したと語られ、会場の涙をそそる場面もありました。

2時間足らずの短い間でしたが、奥田さんの熱い思いが伝わる感動的な講演でした。

◆午後プログラム：学習交流会

午後からも様々な形で子育て支援に関わっている方々からの話題提供を受けて、10人から20人の分散会形式で「助けてといえる社会とは・・・、1人ひとりに寄り添うとは・・・」をテーマに、討論・交流を行いました。

参加者からは、「『助けて』を言える環境の重要性を感じることができた」「助け、助けられる中で、支え合い認め合えることの大切さをあらためて考えた」などたくさんの感想が寄せられ、子ども・教育をめぐる共同をつくり出す点で有意義なフェ

午後のプログラムも例年になく盛り上がり、充実した交流会となりました。



◆午後プログラム：あそびの広場（おもしろ科学教室）

■スライムづくり

毎年大人気のプログラム。今年も手をベチョベチョにしながら、みんな夢中になって作っていました。



■真空実験

瓶の中に口を開けた缶コーヒーをさかさまに入れ、口からコーヒーが出ない状態にして、瓶を真空状態にすると、中身のコーヒーはどうなるでしょうか？



■ ぶんぶんゴマづくり

ダンボールやプラスチックなど様々な素材を利用し、それに絵をかいったり色紙を貼ったりとオリジナルのコマを作って回し楽しみました。



■ 竜巻(たつまき)を見(み)よう・うずを見(み)よう



■ 顕微鏡(けんびきょう)をのぞいてみよう～七色(しちいろ)に光(ひか)る岩石(がんせき)薄片(はくへん)～



■ ヘビ・ニホントカゲは不思議(ふしぎ)な動物(どうぶつ) (ヘビに触(さわ)ってみようヘビにも触(さわ)ってみましたよ)



その他にも、「3Dメガネで立体(りったい)動画(どうが)を見(み)よう」、「まめの標本(ひょうほん)づくり」などでも楽しめたようです。

毎年、100名程度が集まる「さっぽろフェスタ」の一大イベントとなっています。

「来年も来たい」「今度はスタッフとなって手伝ってね」など和気あいあいの会話などもありました。



旭川集会に次いで、2度目の地方教育集会を開催します！

11月10日<木>

「ゆきとどいた教育をすすめる地域学習会in釧路」を開催します

道東地域の会員のみなさん！ 成功のためにご協力くださいますようお願い申し上げます。

この秋、「道民の会」では、地域社会にとって、あるいは、子どもにとって、学校の意味を問い返す機会として、釧路での地域学習会を企画しました。この学習会は「ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会」と共催で行います。

子どもの減少を理由に、全国、北海道の各地でも小中学校、高校の統廃合が続いています。地域から学校が消えていくことで、子どもや若者が地域を去り、地域の過疎化を加速させています。文科省や道教委は、小規模校のデメリットを並べ立て、教育の質を保つためには、一定規模以上の学校が必要であることを強調し続けています。

一方、教育現場では、子どもの貧困、虐待、いじめ、特別支援など、様々な問題が山積して、対応に追われています。日本の先生たちの勤務時間は世界で最も長く、多忙化が指摘されています。今年9月、OECD（経済協力開発機構）は、加盟国の教育への公的支出の割合を発表しました。日

本は3.2%（2013年GDP比）で、比較可能な33カ国中で下から2番目でした。加盟国平均が4.5%。日本は7年ぶりに最下位を免れたものの、比較できる33カ国中で、32位にという下位に位置しています。

教育基本法では、どこに住んでいても、どんな経済状況であっても、能力に応じた教育の機会を与えることを規定していますが、果たして、今の日本は、「その能力に応ずる教育を受ける機会」がある国なのでしょうか。

教育とはだれのためのものか？ 教育を受ける権利とは？ 地域にとっての学校の意味とは？ 北海道、特に道東の教育の現状と課題の報告をもとに、あらためて、学校の地域での役割について考えます。

ゆきとどいた教育をすすめる地域学習会in釧路

- 日時 **11月10日(木) 18:20~20:40(18:00より受付)**
- 場所 **釧路市生涯学習センター「まなぼっと」学習室601号**
- 内容 **「北海道・道東の地域教育の現状と課題」など**

(詳細は、同封チラシをご覧ください)

- 問合せ **ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会(011-231-0816)**

11月19日(土)、苫小牧市にて

加藤多一(道民の会共同代表)さんの文芸講演会

「文学で何ができるだろうか?～『ホシコ～星をもつ馬』の場合」が開催されます

戦争末期、7月の北海道空襲の折、千歳空港襲撃を企図した米空軍搭乗員2名が苫小牧の樽前に墜落しました。うちの1人、オリバー・ラスムッセンは、重傷を負うもかろうじて命をとりとめ、2ヶ月の潜伏逃亡の末、苫小牧市民との交流をへて戦後無事帰還しました。昨年、その史実を脚色化し、公募した市民・高校生を中心に初演、再演をはたし、700名の市民に観劇していただきました。

その後今年5月、そのメンバーを中心に「演劇及び文化創造集団C.A.W」という集団を作り、8月に始めての舞台を作りました。

そして第2弾。この冬12月25日(日)なんとクリスマスの日には私たちは、道民の会の代表世話人でもある文学者の加藤多一氏原作、音楽劇「ホシコ～星をもつ馬」を上演することになりました。加藤氏のアドバイスも得て、舞台は苫小牧と厚真、

総勢40人を超える舞台となる予定です。戦争は尊い命を、そして命と命の結びあわせを暴力で断ち切ります。戦争を開始し、遂行する自体が罪なのだ、そのことを分かり合うことが今どうしても必要な時である、それが私たちの痛切な思いです。

加藤さんから苫小牧に来てもらえるという話も伺いました。では、ということで公演を前に、11月19日(土)に加藤さんを招いて加藤多一文芸講演会「文学で何ができるだろうか?～『ホシコ～星をもつ馬』の場合」を、苫小牧の地で、文化、平和運動などに取り組んでいる方々と実行委員会をつくり、開催することになりました。

12月「ホシコ～星をもつ馬」の観劇とともに、その1ヶ月前になります、ぜひ文芸講演会にも参加していただきますようお願いいたします。

【乳井有史 「演劇及び文化創造集団C.A.W」
(苫小牧)事務局員】

1 「演劇及び文化創造集団C.A.W」公演 「ホシコ～星をもつ馬」

上演 「演劇及び文化創造集団C.A.W」

日時 12月25日(日)

13時30分～15時 ステージ1 18時～19時30分 ステージ2

会場 苫小牧市文化交流センター(アビ・プラザ) 苫小牧市本町1丁目6の1

入場料 大人 前売り 1,000円/当日 1,500円

facebook「いいね」割り 前売り 800円/当日 1,000円

高校生以下 前売り 600円/当日 700円

facebook「いいね」割り 前売り 500円/当日 500円

2 加藤多一文芸講演会

主催 苫小牧市立中央図書館/加藤多一文芸講演会実行委員会

日時 11月19日(土) 16時30分～18時

演題 「文学で何ができるだろうか?～『ホシコ～星をもつ馬』の場合

会場 苫小牧市立中央図書館(苫小牧市末広町3丁目1の15)

入場無料 申込(11/1～) 問い合わせ先 中央図書館(0144-35-0511)

「子どもの権利・札幌」との共同で、「討論会」を開催します！

子どもの権利条約を批准した日本国政府は、条約の実施報告書を定期的（5年ごと）に国連に提出し、国連の子どもの権利委員会による審査を受ける義務を負っています。国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して過去3回の勧告を出しています。第3回勧告では、経済的貧困の増加や人間関係の貧困、過度に競争主義的な学校環境や教育予算の確保などを指摘しています。そして、今年度日本政府は「実施報告書」の提出を求められています。しかし、政府は、今現在提出していません。

また、国連子どもの権利委員会は、政府報告書のみならずNGOからの情報提供を歓迎しています。そのため日本ではこれまでも『子どもの権利条約』市民・NGO報告書をつくる会』が行ってきていますが、現在の子どもをとりまく状況について、全国からの情報提供を求めています。

「道民の会」として十分な情報提供ができる時間はありませんが、「さっぽろ子ども・若者白書」のとりくみや「さっぽろフェスタ」そして今回行われるこの「討論会」などで話された内容についてなど、さっぽろ・北海道の子どもたちの現状と課題など情報提供していきたいと考えています。

「子どもの権利・札幌」（これまでは「DCI さっぽろセッション」）と一緒に考えて考える機会にしていきたいと思います。

「討論会」では、話題提供者（今後に決まる予定ですが）のお話を聞きながら、「子どもたちの今」を考えていきます。

みなさん ご参加ください。

「討論会」 30年後 子育て・教育は どうなっているか？

子どもの貧困、待機児童問題、憲法改悪・子育てと教育をめぐる困難は深まっています
その一方で「さっぽろ子ども・若者白書2016」にみられるように多くの市民が子育てと教育のために、多彩な取り組みを広げています
こうした現実から、どういう子育てと教育を、次の世代へ手渡していくのか？
制定8周年を迎えた札幌市・子どもの権利条例を検証する視点を踏まえて
討論します
「そんなことを議論して、何の意味があるんだ？」
こんな意見も歓迎です
入場は無料です

11月20日（日）14:00～16:00
北海道高等学校教職員センター
4階会議室
中央区大通西12丁目

主催 子どもの権利・札幌 子どもと教育・文化道民の会
お問い合わせ：011-896-4277（事務局・馬場）

ごあんない

子どもを中心にした 教育・学校を！

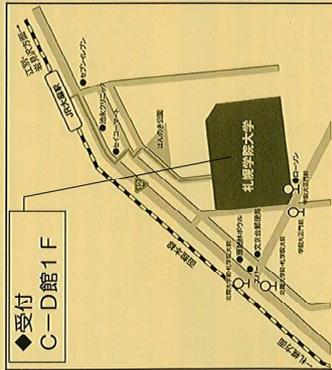


●ともに学び・語り合いましょ

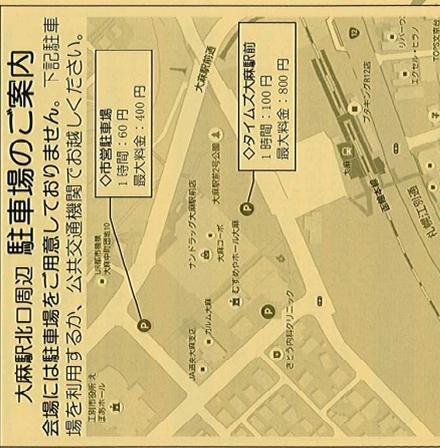
合同教育研究全道集会は、「平和を守り真実をつらぬく民主教育の確立」をめざして、1976年の第1回開催以来、道内の教育関係者、父母、道民が集い、今年で41回目の歴史を積み重ねてきました。合同教研についで、子どもたちの未来と憲法と子どもの権利条約が息づく学校と社会を築くためにどうしたらよいか、ともに学び、語り合いましょ。

- 「教育のタベ」は参加費 500 円が必要です
- 会場には保育所を用意しています。申し込み、お問い合わせは事務局へお願いします
- 障がいを抱えている方の参加は、会場準備の関係上あらかじめ事務局へご連絡ください
- 昼食は学食、または学校生協の売店（日曜日は休み）をご利用ください

●会場案内 札幌学院大学（江別市文京台11）



◇JRを利用した場合
札幌駅（江別方面行）⇒大森駅（徒歩10分）
◇バスを利用した場合
新札幌バススターミナル発（JRバス・夕鉄バス）
⇒学院大正門前、または北翔大学前・札幌学院大前



大森駅北口周辺 駐車場のご案内
会場には駐車場をご用意しておりません。下記駐車場を利用するか、公共交通機関でお越しください。

- ◇有蓋駐車場
1時間：60円
最大料金：400円
- ◇タイムズ大森駅前
1時間：100円
最大料金：800円

●レポート参加される方へ

1. 教職員の日々の実践や子ども、教育の様子など簡単なものでかまいません。
2. レポート参加する場合、各参加団体を通じて合研事務局へ連絡してください。（10/14まで）
加盟団体以外のレポート参加は、合研HPPに掲載の「エントリーシート」で報告してください。
3. レポートの作成方法・注意事項
・レポートはA4版で表紙には「テーマ」「分科会」「所属・氏名」を明記してください。
・レポートは各自が印刷しご持参ください。（部数はリーフの分科会名 種の「レポート部数」参照）
・フリップの「非公開」の恐れがありますので、実名記載は避け個人が特定されないようご配慮ください。
・レポートの「非公開」を希望する場合、表紙に朱書きで「非公開」と明記してください。
・レポート発表に使用する機材は、必要最小限でお願いします（発表時間等を考慮の上、どうしても必要なもの）。必要な場合、あらかじめ事務局へお申し出ください。
4. その他詳細については、合研HPP www.goken-hokkaido.jp をご覧ください。

合同教育研究全道集会2016

憲法公布70年、子ども・若者と平和な未来をつくる

11月5日～6日

会場

札幌学院大学

●テーマ討論(仮題) 【5日 9:45～12:15】

- ①18歳選挙権実現 ～あらためて問う「主権者教育」をどのようにすすめるか～
- ②特別支援教育10年 ～学び・生活を支える「つながり」とは～
- ③今、道徳教育に問われているものは ～道徳教育の現実と「道徳の教科化」をめぐって～
- ④学校、地域で「アイヌ民族」はどう教えられているのか ～遺骨返還の意義を考える～

●若者学習・交流企画 【5日 9:45～12:15】

みんなで学ぼう、語ろう「楽しい授業」「教師の生きがい」

●分科会 【5日 13:30～16:15/6日 9:30～15:00】

●教育のタベ 【5日 16:30～18:30】

記念シンポジウム

「一人ひとりが大切にされる社会

～子育て・教育・暮らし
に息づく憲法を考える～」

明日の自由を守る若手弁護士会
(あすわか) 共同代表



黒澤 いつきさん 他シンポジスト3名

子育てのこと、学校のこと、みんなで話し合いませんか。「合同教研」は毎年、全道から子育てや教育にかかわる人々が集まって開催されている誰でも参加できる教育研究集会です。

東北大学法科大学院
院卒、2009年弁護士登録。出産を機に「しばらくママ業に専念してみよう」と弁護士登録抹消。2013年1月に「明日の自由を守る若手弁護士の会」設立。共同代表。

主催 2016 合同教育研究全道集会実行委員会 ■連絡先: 事務局(北海道高等学校教職員センター内) 千060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 TEL/011-231-0816 FAX/011-241-8510
HP/www.goken-hokkaido.jp

平和を守り真実をつらぬく民主教育の確立をめざして

2016年度「全国学力・学習状況調査」結果公表にあたって【見解】 毎年、巨額の費用をつぎ込んだ「全国一斉学力テスト」による平均点競争・ 県別順位争いを改め、人間的自立をうながす教育を大切にしましょう

2016年9月30日

全北海道教職員組合
北海道高等学校教職員組合連合会

1 子ども・教員を「学力」競争に追い込む文科省・道教委は、人間的成長が期待される学校を息苦しい競争社会にかえています

文科省は29日、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果を公表しました。全国的には地域間格差が一段と縮小し、一方で知識の「活用力」は依然として課題が残ったとしています。

柴田教育長は今回の結果を受け、「平成28年度全国学力・学習状況の本道の状況については、全国の平均正答率との差が小学校国語B、算数A、中学校数学A、Bの4教科で縮まり、特に中学校の数学においては全国平均との差が1ポイント未満となるなど改善の傾向が見られるものの、すべての教科において全国平均に届いていない状況にあることから、教育委員会や学校、家庭、地域の連携した取組により、北海道の子どもたちの力をより一層発揮させる必要があると受け止めています」とのコメントを発表しました。これは文科省・道教委による学力観によって、点数主義偏重の「学力」競争に拍車がかかる中、全道の教員や子どもたちを追い込んできた結果といえます。

児童生徒の質問紙調査では、「国語の勉強が好きな児童生徒の割合」は、小学校6年生で3.3ポイント、中学3年生で1.8ポイント昨年より低下し、「算数・数学の好きな児童生徒の割合」は、小学校6年生で0.4ポイント、中学校3年生で0.9ポイント低下しています。このように、勉強が好きな児童生徒の割合が低くなっていることから、学力テスト対策の授業が抱える問題を露呈しているともいえます。「学力テスト」が求める、早く、正確に、回答することが授業の中で優先され、本来、人間的成長が期待されるべき学校を、息苦しい競争社会の縮図と化し

ていると言えます。

2 「全国平均以上をめざす」道教委は、学校・教員・子どもたちを更なる学力競争に追い込み、本来楽しいはずの授業を「学力テスト対策」に貶めてはなりません

文科省・道教委による「学力テスト」競争が苛烈になり、全道でチャレンジテストによる習熟、過去問対策が増え、本来楽しいはずの授業、知的好奇心のわく授業が、学力テスト対策のため、つまらない授業になっていないでしょうか。子どもも家庭も、そして教員も学力テスト対策に追い込まれ、学ぶこと自体を楽しみ、人間的関わりを紡ぐ、生きいきとした学校生活に陰りが生じていると言っても過言ではありません。

また、柴田教育長は、「平成29年度には、すべての教科で全国平均以上となるよう目標の実現に向けて取り組んでまいります」とのコメントを返し、来年度に向け全道の子ども、教員、保護者をさらに追い込むことを表明したとも受け取られます。

2011年以降の「平均正答率で全国平均以上にする」という方針の具体化として、各学校にチャレンジテストの強制、過去問の活用、宿題を増やすことの指示、家庭学習時間を増やすこと、早寝・早起き・朝ごはん、テレビの時間を減らすことなどを求め、子ども、保護者、教員にテスト対策や、家庭の事情などお構いなしに一方的な生活習慣を押しつけています。日本の過度な競争主義に対し、国連子どもの権利委員会は数度に渡り問題点を指摘しているのは周知の通りです。

このような文科省や道教委の姿勢のもと、今年

も全道の子どもや家庭、教師たちは「学力テスト」に臨まなければなりませんでした。

3 学校別の結果公表が増えると、学校の序列化や過度な競争に拍車がかかります

わたしたちは、真に平和で民主的な社会を築くためには、何よりも全ての子ども・青年に市民として主体的に行動する「生きる力」「確かな学力」を身につけることが必要と考えています。彼らに保障する力の領域について、わたしたちは次のように議論をしました。①読み・理解する力と論理的に考え正しく表現する能力および基礎的な計算能力、②自然・社会および歴史に関する基本的な事実についての科学的認識、③基本的人権、主権者としての国民の権利と民族の尊厳についての認識、④人類の生存と平和・地球環境についての認識、⑤健康で文化的な生活および出産・育児に関する知識・技術、⑥人類の価値ある文化遺産に関する知識、⑦スポーツや芸術についての基本的な認識と実践力、⑧民主主義についての認識と自治の力、⑨生産と労働についての基本的な知識と技術・技能。これらの領域の内容を「国民的教養」として全ての子ども・青年に保障すべきです。

学力テストは本来、子どもの理解やつまずきを指導者が把握し、指導法の改善に役立てるべきもので、まして、数値で計れるものと、そうでないものがあることは周知であり、数値で計測可能な結果の順位が子どもたちの人間的成長を表すものでないことは教育の原理に基づいて考えれば明らかです。2014年度から文科省が自治体の判断による学校別成績の公表を認めることにしました。北海道においてもいくつかの教育委員会が公表し、まさに学校間の序列化につながります。

「学力テスト」の順位を意識した学校生活は、子どもと子ども、子どもと教師、教師と教師、そして家庭との豊かな関わりを奪うばかりでなく、行事や総合的な学習の時間の削減など豊かな学びを創造する学習の機会をも奪うことになりかねません。子どもや家庭、学校と教師を果てしない競争教育に駆り立てる「学力テスト」のあり方は直ちに直視されるべきです。

4 財界の求める競争主義、「全国一斉学力テスト」の弊害を改め、子どもたちの学ぶ意欲・能力・個性を引き出し、「人間的な自立」をうながす教育を大切にしましょう

グローバル人材を求める財界の根強い要請に沿って、競争主義で勝ち抜いた一部のエリートを中心とした社会、弱者冷遇の新自由主義的社会の形成に政府は躍起になっています。こうした社会だからこそ「学力テスト」は、学校と教員を点数偏重主義にいつそう駆り立てるシステムとなり、早期に「エリート」を選別するために機能していると言えます。こうした過度な競争主義によって、子どもたちの学ぶ意欲ばかりか個性や発達にまで歪みが生じてきていることは、多々指摘されているとおりです。

文科省は昨年、全教（全日本教職員組合）の申し入れに対し、「全国的な学力の把握は数パーセントの実施で可能」と回答しています。毎年巨額の費用を投じて同じような傾向を把握するため、全員参加の「全国一斉学力テスト」は直ちに中止すべきです。

文科省・道教委は、子どもと教師、保護者に過度のストレスをかける政策から、「人格の完成」をめざした教育、「学問の自由を尊重し、実生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献する」教育に直ちに方針を転換すべきです。

北海道の大学・高専関係者有志アピールの会声明 軍学共同・軍産学複合体づくりにNO といえる大学の自治と自由を

1、日本学術会議が1950年と1967年に軍事研究に反対する声明を出したことは、戦前の大学・研究機関が軍事研究に深く関わり、日本国民のみならずアジアや世界の人々に未曾有の惨禍をもたらしたことへの深い反省に立ってのことである。戦後の学術研究に携わるものの重要な決意として、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」（1950年総会）、「軍事目的のための科学研究を行わない」（1967年総会）としたのである。この精神を、深く受け止め、軍事研究禁止を再確認している大学も、東北大、東大、新潟大、信州大、京大、広島大、琉球大など少なくない。

2、しかし、これに対して、上記声明は「周辺環境が変わって」「時代に合わない」、「自衛のための研究までは否定されない」などと大西隆日本学術会議会長（豊橋技術科学大学長）から見直しが提起され、本年5月20日に設置された日本学術会議の検討委員会で討議がなされている。そこでは、声明の精神の堅持を求める声が多いとはいえ、見直しを求める意見も少なくない。見直しの理由として唱えられるのが「デュアルユース」論、すなわち、科学の成果は民生用にも軍事用にも使えるという両義性をもつから、軍関係からの予算であっても軍事研究とは限らないというものである。

3、2015年度から始まった防衛省の「安全保障技術研究推進制度」は、「デュアルユース」論に立ち、研究者の軍事研究に対する抵抗感を軽減させ、運営費交付金や助成金の削減等による研究費の窮乏化に直面している研究者の応募を誘導している。そこでは、防衛装備品に利用できる最先端研究に資金を配分するとして、2015年度は、3億円（109件応募、採択9件、内大学4件）、2016年度は、6億円（44件応募、採択10件、内大学5件）、さらに、2017年度は18倍の110億円を概算要求するにいたっている。

4、加えて、2016年度からの「第五期科学技術基本計画」は、防衛関連技術の研究開発推進を盛り込み、経団連は「防衛産業政策の実行に向けた提言」（2015年9月）を出し、大学が「安全保障に貢献する研究開発に積極的

に取り組むこと」や「研究推進制度」の拡充を求めている。

私たちは軍事大国化をめざす政策の一環としての「安全保障技術研究推進制度」に強い疑念を表明する。

5、こうした狙いへの全国的な反対の声が高まり、応募が減る中で、狙いすましたように北大大学院工学研究院の流体力学分野の研究課題が2016年度に採択された。これは、北海道内初、旧帝大の中でも初めてである。問題は、北大執行部が軍学共同容認に舵を切ったことである。この重大な大学政策の転換に対して、大学構成員に諮ることなく、トップダウン方式で決定されたことに、私たちは、強く抗議し、猛省を求めるものである。

6、私たちは、あらためて訴えたい。軍事研究の根幹は、軍事産業ないし軍事部門からの財源に依拠することであり、その事自体、日本国憲法の第9条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）、第23条（学問の自由）の精神に違反することである。

集団的自衛権行使容認の閣議決定以降に、防衛省が大手を振って競争的資金提供を制度化し、それに大学、研究機関、企業が応募するよう勧奨することは、大学等を戦争推進体制に巻き込むことであり、断じて容認できない。

私たちは、さらに訴えたい。軍事研究は、秘密保護を伴い、大学の自治、学問・科学研究の自由を奪うものである。軍事研究は、科学者の良心を曇らせ、人間性を破壊するものである。研究費削減の中で、研究者個人、部局、大学に、軍事研究の応募を迫る政策に私たちは反対する。大学の研究者が良心にしたがい、自由な教育・研究を行うためにも、私たちは「軍学共同・軍産学複合体づくりにNO」と強く表明する。

2016年9月26日

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する一戦争をさせない、若者を再び戦場に送らないために—
北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会（略称：北海道の大学・高専関係者有志アピールの会）

【寄稿①】 「18歳選挙権」は学校をどう変えるか？

尾 張 聡（高校教諭）

「いきなり模擬選挙」の授業 ～いきなり「中立性」が問われる～

全国が注目する衆議院北海道 5 区補選の前々日である 4 月 22 日。私が今年の前期に担当する「政治経済」の授業開きとなりました。生徒一人ひとりが「時間割づくり」をしてから授業が開始される有朋高校ならではの事です。「いきなり」ということに迷いはありましたが、「このチャンスを逃す手はない」と授業開きを「いきなり模擬選挙」としてとりくむことにしました。

そのことを校長に予告し、授業プリントはあらかじめ渡してありました。校長が「見に行っていないか。」というので、「どうぞ、どうぞ。」ということになりました。

授業が始まって、私が「実は緊張してやってるんだよ。校長先生がいるからじゃない。なぜだかわかる？」問うと、ある生徒（A）が「ああ、中立？」と即答。すると別の生徒（B）が「ああ、校長先生、尾張先生を監視に来たの？」とあっけらかんと「不規則発言」。私と校長との「緊張関係」が無邪気な形で暴露されたこの光景が、おかしくて、おかしくて、しばらく笑いが止まらず、授業中断。校長はあわてて「違うよ。校長先生も社会科だから勉強しに来たんだよ。」とか言ってました。大人たちのおかしな思惑をよそに、生徒たちの方がよほどまっすぐに「政治教育」を求めていることと同時に、「中立性の確保」という「争点」が高校生の間にも浸透していることを証明するような場面でした。

授業が終わってから聞いたのですが、「校長が尾張の授業に 90 分張り付いている。」と職員室でちょっとした騒ぎになり、職員室に戻ると「尾張先生、大丈夫ですか？」と声をかけてくれた人もいましたが、「監視」発言を紹介して、大笑いになりました。

さて肝心の授業の内容です。

少なくともこの 1 時間に関しては、私の教師生

活の中でもトップクラスの面白い授業になりました。「監視発言」もその一つですが、「何を基準に投票するか？」との問いに、予想を超えた様々な答えが飛び交い、特に 3 時間目の授業では、「TPP」「安保法制」「原発」「マニフェストの実現性」など、見ていた社会科の同僚もびっくりの答えが返ってきました。決して「学力」の高い生徒ではありません。この日 2 回やったどちらの授業も、生徒数が 9 人と少なく、私との人間関係もある程度できていたことでもあります。この補選の背景や意義を前半に丁寧に振り返ることを意識したつもりです。90 分授業だからできるとも言えます。

翌週、2 回目の授業で「開票」しました。実際の選挙結果を北海道新聞で確認してから、「じゃあみんなの分を開票するよ。」とその場で開票。結果は、あまり重要ではないと思うのですが、投票総数 16、野党統一候補の池田まきさんが 10 票を獲得しました。

その後、「結果を見て気がついたこと」と「選挙後の感想」を書いてもらい、回収して、全部匿名で読み上げました。主なものを紹介します。

○紙一枚書くだけの簡単な作業なのに、この人の政策はどうか、とか考えることはたくさんあって、しかも、それで自分の住む地域が住みやすいものになったり、住みづらくなったりするかと思うと、とても難しいことだと実感した。

○自分はただ名前を書いて出すだけなんだと思っていたけど、何かわからないけどきんちょうした。
○実際の結果は和田さんだったけど、模擬投票の結果では池田さんだったので、大人と高校生とでは見るところがちがうのかなと思いました。

○実際勝ったのは和田さんだけど、授業投票で池田さんが勝ったように、地域で大きくこんな差ができるのかと思いました。

さらにその後、選管発表の市町村ごとの投票結果を示して、「気づくことない？」と問いかけました。ボソボソとですが、「千歳と恵庭で和田が勝っ

てる。」ということが出てきたので、「なぜだろう？」とさらに問うと、これまたボソボソと「自衛隊」が出てきました。

予想外の展開はその後です。前回の授業で「校長先生監視に来たの？」と発言した（B）が、「ああわかった。自衛隊の人は憲法 9 条がない方がいいと思っているから自民党に入れるんだ。私もそう思う。」と発言しました。すかさず別の子（A）（前回「中立？」と発言した子。有朋高校ではかなりできる子で、中学の担任が私の妻）が、「尾張先生は戦争反対なんですよ。」とまたまた不規則発言。すると（B）が「公務員がそんなこと言っているの？うちの近くの教職員センターとかいうビルに『憲法守ろう』って書いてあるけど、先生がそんなことしているの？」（こりゃ道高教組のことだ！と思っていると）（A）が、「授業で先生が自分の意見言っちゃいけないんだよね。」

予想外の展開に、さすがの私もドギマギしつつ、「少なくとも、僕はそう思わない。場合によっては自分の意見を言うこともある。ただ、『俺の意見が正しいから、それ以外は×だ。』とか言ったら駄目。」「教科書のうしろにある憲法の 99 条を見てごらん。公務員には憲法尊重擁護義務がある。」「13 条には『個人の尊重』とある。僕も個人だ。」「19 条には『思想・良心の自由』がある。僕にも自由がある。でも公務員だ。」「さて、どう考えたらいいだろう？これからじっくり勉強しよう。」と言って、その時間は終わりました。ある意味、この 1 回の授業だけが勝負ではありません。これからの授業でこの疑問に答えていかねばと、その時思いを強くしました。

せっかく「集団的自衛権」が話題になったので、教科書（実教出版）で、該当部分を確認しました。ちなみに実教の教科書は、今年さっそく「修正」して「2014 年閣議決定、2015 年安保関連法成立」の記述があります。

現場とはこういうものだと思います。マニュアル通りにはいかない。生徒は予想外の率直な反応をする。それにどう応えた授業を展開するかが、現場の教師の仕事だ。文科省や道教委に言われる通りのことを実践するのは現場ではない！つくづく、そう思いました。

この後の授業計画では、憲法学習に入って、「平

和主義」を先にやるつもりでいましたが、「人権」を先に学習することにしました。これだけ「ナマの政治」が話題になっただけに、最も生々しい「平和主義」にすぐ入ると、「見解の相違」で終わってしまいそうに思います。こういう展開になったからこそ、平和主義の土台ともいえるべき「人権」をじっくりやってから、憲法学習の仕上げとして「平和主義」を学習することに変更しました。これまた、現場とはこういうものだ、と思います。

「18歳選挙権」が 学校現場に与える正負の影響

「18 歳選挙権」の実現は、確かに日本の民主主義にとって歴史的画期ともいえる出来事だったし、劇的ではないにせよ確実に高校教育を動かしていると感じます。しかし、このことによって高校教育がどの方向に動いていくのかは、まだ定まっていないと思うのです。

まず、昨年来の経過を概観しましょう。昨年 10 月、文科省は「18 歳選挙権」の実現を受け、高校生の政治活動を一律に禁止した従来の通知（69 通知）を廃止する新通知を出し、年末には全国のすべての高校生に「私たちが拓く日本の未来」と題する副教材を配布し、教師にはその指導資料を配布しました。この時点では、高校生の政治的権利が一定程度拡大し、文科省も「主権者教育」にお墨付きを与えたという受け止めが主流だったように思います。

道高教組もこうした情勢を受けて討議資料を発行し、教育における「中立性」の問題と教職員の政治活動の規制をめぐる問題に焦点を当てた議論を呼びかけてきました。しかし、その後、この新通知をめぐる事態は新たな展開を見せています。それは「許容される生徒の政治活動の基準を示してほしい。」という意見が校長会などで噴出したことで、「高校生の政治活動」そのものが大きな焦点となってきたことです。何事にも行政の判断が優先されて学校現場が動く、という「悪弊」が、ここにも表れています。

文科省はこれに対し、「Q&A集」を発行しましたが、その内容は「停学・退学も可」(北海道新聞)と報道されたように、学校＝校長が高校生の「政治活動の自由」という基本的人権をいかようにも制限できるというひどいものです。

さらに、全国各地で「安保法制」を扱った授業が「中立性を侵す」と攻撃の対象になり、北海道選挙管理委員会も模擬投票の実施にあたっては、「安保法制等、生々しい政治的課題は避けるべき」として批判を受け、後でその誤りを謝罪するという事も起こりました。今年の参院選前には、自民党がホームページ上で「中立性を侵す授業」の密告を呼びかける事態にも及んでいます。

「18歳選挙権」をめぐる 3つの問題・課題

「18歳選挙権」をめぐるのは、今大きく3つのことが問題・課題になっていると考えます。

1つ目は、高校生の政治活動の自由を学校がどう保障するかという問題です。このことは、より根源的には、学校が生徒の基本的人権にどう向き合うのかという問題でもあります。2つ目は、教育における「中立性」の問題をどう考えるべきかという課題です。そして3つ目は、教職員の政治活動の自由を保障し、教職員自身の政治的リテラシーを高めるという課題です。

それぞれについて詳述する余裕はありませんが、何点か注意を促したいことがあります。

まず1つ目の課題、高校生の人権保障という点で注意したいのが、文科省が高校生の政治活動を制限する主体を、「学校」あるいは「校長」としていることです。憲法上の人権であり、高校生も含むすべての国民に保障された「政治活動の自由」を文科省の通知で高校生にだけ規制をかけることはできません。文科省はそれを十分承知した上で、新通知では「生徒を規律する包括的な権能」を「高等学校等の校長」は有するから、学校は高校生の「政治的活動」を禁止・制限できるのだという論理を展開しています。これは、学校教育のあり方、教職員の教育活動のあり方そのものに関わる重大な問題です。「18歳選挙権」の実現で政治的関心

を高めた高校生たちの前で、学校や教師がその人権を保障するものとしてふるまうのか、その反対物として立ちはだかるのかという問題にほかならないのです。

2つ目の「教育における『中立性』の確保」の課題ですが、文科省は教師用指導資料の中で、「教師はみずからの主義主張を述べることは避ける」としていますが、それが「中立性の確保」に必要なことなのでしょうか？私の「模擬選挙」の授業でも、生徒から「中立性」や「先生が自分の意見言っちゃだめなんだよね。」という発言が飛び出すほど、このことは実践的課題となっています。この課題を考える際、「そもそも厳密な意味での『政治的中立』というものはあり得るのか」という問いと、「教育における中立性の確保は必要か否か」という問いを混同させずに考える必要があるのではないのでしょうか。現実の社会や現実の個々人に、厳密な意味での「政治的中立」はあり得ないというのはその通りです。それは教職員も例外ではなく、本人が自覚するかどうかに関わらず、何かしらの政治性を持たざるを得ませんし、それはむしろ民主主義にとって健全なことです。

では、それぞれに政治性を持つ教師がおこなう教育活動についてはどうでしょうか。

道高教組は、昨年11月に発行した討議資料で次のような立場を示しました。

○教師個人が、その教育的権限を利用して特定の政治的見解を生徒に押しつけることは行うべきではないと私たちは考えます。少なくとも、学問的通説及び市民権を得た対立する学説は、知識情報として生徒に伝達すべきであり、憲法に保障された「学問の自由」こそ、判断の基準に据えられるべきです。政府見解を含めて特定の立場を唯一の正しい見解とするような押しつけはあってはならないことです。

実践的には難しい課題ですが、こうした見地を貫くことが重要だと思っています。

3つ目の、教職員が一人の市民として行う政治的活動をどう考えればいいのか、という課題ですが、ここで大事なことは、教職員の政治活動と政治教育をしっかりと区別して議論することだと思います。

そこを混同して議論すると誤解や委縮を生むことになります。

教職員が一人の市民として政治的主張を持ち、誠実に政治活動に参加することは憲法が保障する高度な人権であり、民主主義社会をつくる上で健全なことです。そして、そういう姿勢を持つ教師は、高校生から見ても信頼できる大人の一つのタイプでもあるでしょう。「政治に関係しても危ないだけで得にならない」と平気でいう教師にはなりたくありません。

しかし、そうした政治的主張を授業やHR指導で無配慮におこなえば、それは国際的にも中立性を侵すとされる、「一方的な教化」にあたり、正しい教育活動とはいえません。教師個人の政治的主張の実現のためには、教育活動としてではなく個人的な政治活動を積極的におこなうべきです。個人としての政治的主張を持った教師が、教育活動においては「一方的な教化」を戒め、生徒の基本的知識と健全な批判力を育てるという政治教育に徹してこそ、信頼もされ、様々な政治的立場に立つ教師集団が協力しながら政治教育をすすめる道が確保されるのではないのでしょうか。

「政府見解を教科書に書き込め」と強制したり、「日本がした戦争は自存自衛の戦争だった」という歴史教科書を検定合格させ、その採択をおしすすめようとするなど、「一方的な教化」をねらっているのは安倍政権の側です。教職員の政治活動と政治教育を正しく区別することは、そうした教育介入を許さないことであり、教師の政治活動も政治教育も両方抑え込もうとする者たちに対する最も手厳しい批判となります。なぜなら、その区別をしている教師に対する抑圧は、不当で不合理なものにならざるを得ず、「高校生からの批判にさらされる」（全国高P連会長の文科省への意見）ものとなるからです。

おわりに

「18歳選挙権」下で初の選挙となった参院選が終わり、今多くの学校現場では「18歳選挙権」や「主権者教育」が話題にのぼることはほとんどないよう見えます。しかし、道議会自民党は相変

わらず「偏向授業」を追求し、それを受けた道教委は現場に「中立性の確保」を求める通知を出しています。自民党が全国的に集めた「密告メール」を使って、攻撃を始めることも予想されます。

「18歳選挙権」をめぐる課題は、学校や教師にとって実践的課題であると同時に、政治的争点にもなっています。そうであるだけに、「とても怖くて扱えない。」という雰囲気があることも否定できません。この議論は、学校現場でも、道高教組の内部でさえも、まだ緒に就いたばかりであり、今後議論を深めつつ、道高教組がその議論をリードしていくことが求められていると感じています。

【寄稿②】 「主権者教育」とは-憲法と教育基本法の観点から

姉崎洋一（北海道大学・名誉教授）

1 地球時代の主権者教育・市民教育の課題-問題の所在

グローバル化とシティズンシップ（市民性、主権者）の変容は、変革期の現代世界の主要なアジェンダである。

古典的なシティズンシップ（主権者）理論と現代のシティズンシップ（主権者）理論との主要な差異は、民主主義を実現するための学習と教育の枠組みと制度設計の質的差異に起因しよう。この点での先行研究の理論的整理が、まずなされなければならない。（注1）すなわち、

①20世紀初頭から半ばまでの古典的自由主義としての国民国家時代の個人の地位の民主主義実現としてのシティズンシップ理解、あるいは個人と集団との関係理解において、国家から介入に対する個人の自由を保障するシティズンシップ理解（マーシャル、他）から、

②1980年代 - 90年代（現代にも引き継がれている）の新自由主義的な国

家の介入と市場原理による競争を勝ち抜く強い個人を称揚するシティズンシップ、活動的市民（active citizen）としての自律的選択者、経済的消費者を創出するシティズンシップ理解（英国におけるサッチャリズム以降）があり、

③さらに1990年代末から21世紀に入って以降の前二者の古典的自由

主義、新自由主義のシティズンシップ理解の限界と矛盾を克服するものとしての

a) 民主主義実現のための学習と主体化、
b) 個人主義的な態度やスキルへの矮小化ではなくコミュニティに社会的/政治的にコミットメントし、経験と他者との相互作用の学びを通して獲得されるもの、

c) 一致、不一致にかかわらず、新たな民主主義、共通善を探求する自由な個人と集団による公共空間創造と対話創造としてのシティズンシップ理解が生成してきた。

（具体的には、EU「マーストリヒト条約」（1992）、イングランドの『クリックレポート』（1998）、スコットランドの『卓越性のためのカリキュラム』、『シティズンシップに向けた教育』（2002）、を経ての「アクティブ・シティズンシップ」の概念と実践の生成、あるいはその批判としての民主的シティズンシップの主張）

しかも、それは、ローカル、リージョナル、ナショナル、広域圏域、インターナショナルの円環の発展と越境を貫いての地球時代におけるコスモポリタンシティズンシップの理念と実践を求めてきている。（注2）

それは、個人の発達、経済進歩、社会的包摂のトライアングル関係理解、生き方の葛藤と矛盾を内包する人間の解放と主体化、包摂的な社会における協働のありかたを生み出していくための理論と実践の新たな水準構築と飛躍を求めるものといえる。

このことを、現代の教育・学習の固有の課題とし引き取れば、シティズンシップの学習と教育（主権者教育）は、学校教育（初等中等教育を中心とした）、高等教育、生涯学習を越境する、あるいは接続させる理念と思想、グローバル時代の課題にふさわしい視野と視角、個々の個人や集団を組織する実践プログラム、制度的装置を必要としよう。

言い換えれば、学校教育のカリキュラムや教科学習としてのみでもなく、グローバル経済に貢献する高等教育におけるひと握りの競争的エリート育成でもなく、抽象的理念としての消費的生涯学習でもなく、そのいずれをも批判し、対極にある価値を内在的に架橋する、新たな民主主義の学びのための主権者教育（シティズンシップ学習の実践）とその制度的保障とプログラム開発を求めているといえよう。

2 いかなる「主権者」(シティズンシップ)をめざすのか、何のための主権者教育か？

現存するシティズンシップ教育は、政治的思想的

ヘゲモニーの葛藤のただ中におかれている。それは、国家統治と民主主義における古くて新しい公民と市民との葛藤だけでなく、現代における主権者の主体形成のありように関わっている。そこには、グローバル国家もしくは広域的共同体における国民統合、政治的支配の正統化、国民意識の社会化における葛藤・対立・包摂、「危険社会」(ベック)や「液状化社会」(バウマン)と呼ばれる私事化と公共性解体への抵抗を含んでいる。

例えば、幾つかの国家群に典型的なように、

①シテイズンシップ教育は、「市民教育」としてよりも「国民統合」教育としての排他的愛国心教育、反テロ教育、国家道徳規範の注入教化、特定宗教正統化学習に転ずる危険性がある。公共性や、公益を前面に押し出して、「国家道徳」を強要する。

「政治的中立性」の名のもとに、個人や集団を問わず、思想・表現の自由、集会・結社の自由、の否定を公然と掲げるようになる。(米国愛国者法、日本の教育基本法改正(2006)、集団的自衛権行使容認と改憲動向、国旗・国歌の強要・規範化、学校教育「道徳」の特別教科化、教師・公務員の政治的自由の制限・抑圧、高校生の政治的活動の制限・届出制)

②これに対する批判的主権者(シテイズンシップ)教育と学習には、開かれた多様な価値の承認と理解、国連人権条約や子ども権利条約、戦後の幾つかの国の憲法に見られる基本的人権への歴史社会的な理解、異なる価値観の他者への寛容、平和と公平・平等への実践的参加(コミットメント)が不可欠なものとなる。

具体的には、憲法・平和学習、民主主義と立憲主義に関する学習、国民意識とメディアリテラシーの学習、ジェンダーと人権学習、開発と持続発展可能性に関する学習、ヘイトスピーチ・ヘイトクライムに関する学習、民族と宗教の相互理解・寛容に関する学習、貧困と経済格差に関する学習、ディーセントな労働と社会保障の学習、政治的自由と政治的主権者に関する学習、などが、教育の自由の確保のもとに、学校教育や社会教育の場で多様なかたちで保障されていく必要がある。

③同時に、②の学習を保障するためには、学校や

社会教育の場だけではなく、日常的な市民活動、労働運動、メディア世界などにおける政治批判と政治参加の自由の持続的拡大が求められる。この点では、グローバル資本と国家が引き起こす、コミュニティの分断と破壊、貧富差の拡大、家族と個人の断裂化、政治的抑圧と社会的排除、特定秘密保護・軍事国家化などへの、あらゆる場と機会を通じた批判的意識の組織化が求められる。(注3)

3 主権者教育・シテイズンシップ教育を、学校教育、高等教育、生涯学習でどうすすめるか？

主権者教育・シテイズンシップ教育は、成人を対象とする広範なアクティブシテイズンシップ教育の問題としても重要な対象領域である。同時に、人間形成のプロセスにおいては、成人だけではなく、子ども・若者の政治的教養学習、子ども・若者から大人への社会的移行、成長と自立過程における政治的意識化教育のダイナミズムを包含する。

現今の18歳選挙権への移行問題、高校生・大学生の主権者教育、高大接続における政治的教養の形成をめぐる議論なども当然にここには含まれる。

報告者は、ここでは、主として、学校教育、社会教育・生涯学習(成人教育)、大学教育の視点から幾つかのアプローチを行いたい。

(1)学校教育における主権者・シテイズンシップ教育事例1

北海道で起きた教員と教育への政治的介入の事態

a)、2009年8月、北海道十勝・帯広地域の高校で行われた新聞の「社説」を使った公民科授業に対して、生徒の親の情報をもとに道議会議員が、北海道教育委員会(以下道教委)に通報し、実態調査を求めた事案、

b)、道教委によるすべての教職員を対象として「教職員の服務規律等の実態に関する調査」の実施を、各道立学校長及び各市町村教育委員会委員長に通知(2010年3月30日)した事案、

c)、2015年、高教組組合員に配布した「クリ

アファイル」を政治的偏向として全高校で調査を求めた事例、

問われたのは、

①地方教育行政の空洞化（国による地教委支配統制、自民党・文科省・道教委の一体的動きと連携）、
②教育の「不当な支配」（旧教基法10条、改正教基法16条）

③教員及び国民の思想・良心の自由、教育の自由の抑圧否定（憲法19条，21条，23条，26条）

④学習指導要領の法的拘束性、教育の自由をめぐる教育法的争点

（注4 別資料1，参照）

事例2 文科省 2015.10.29 通知（高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知））*69.10.31 通知廃止（改訂）

- 1, 高等学校等における政治的教養の教育
- 2, 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項
- 3, 高等学校等の生徒の政治的活動等
- 4, インターネットを利用した政治的活動等

69通知以来、46年ぶりの見直しでもあるこの2015.10.29通知をどのように読み、対応するか。（堀尾輝久の教育の自由、政治的中立性議論の再評価（注5）、高校生の学校参加、3者協議会）

1）公職選挙法改正（2015.6.19）→選挙年齢の引き下げ

①背景に若者の政治的「保守化」利用の政治的思惑、同時に法改正に対する最小限の対応（政治的教養、政治教育の矮小化、高校生の政治的活動制限の継続、自民党からの通知要請）

②国際的趨勢を含め、18歳選挙権、政治参加拡大の要請

2）2015.10.29 通知

①有権者高校生に選挙権行使、選挙運動参加容認 –
②非制度的政治参加は引き続き制限（一部に届け出制対応）、

③矮小化された政治教養教育 – 代議制・選挙制度学習、模擬投票などのメニュー提示、（真似事）cf、憲法16条：年齢国籍を問わない請願権；

④公選法【悪名高きべからず法】枠内に従属させ

る

3）10.29 通知 – 禁止事項拡張のための拡大解釈の動き

① 党派的中立性から「政治的中立性」一般へ
② 学校の政治教育・政治活動規制から教師個人、学生生徒の政治活動規制

③ 69 通知「学校の教育活動の場で生徒が政治的活動を行うことを黙認するこ

とは・・・」10.29 通知「生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙活動や政治活動を行うことについて・・・」

4）「教育的に望ましくない」【69 通知】パートナーリスティック、未熟論の継承

a. 国家・社会は未成年者の政治活動を期待せず、むしろ行わないよう要請

b, 生徒の特定の政治的影響を受けないよう保護

c, 生徒の政治活動は「政治的教養の教育の目的の実現を阻害

d, 学校外での活動であっても、何らかの形で学校内に持ち込まれ、現実には学校の外と内との区別なく行われ、他の生徒に好ましくない影響を与える

e. 違法・暴力的な活動に参加することは非理性的な衝動に押し流され不測の事態を招く、生徒の心身の安全に危険がある

f. 学習がおろそかになるとともに、勉学の意欲を失ってしまう恐れがある

5）教育の自由と「政治的中立性」

「政治的中立性」・・・レッドパーズ事件で用いられた用語

政治的中立性；「政治教育の中立性に積極的な定義づけをしようとは思わない・・・狭い幅に政治教育をとじこめることは、政治教育を萎縮させ、かえって8条1項の精神に反する」（有倉良吉基本コメント1972）

6）教師の見解【69年通知の削除】・・・教師は様々な見解の紹介と自己の見解に言及できるが、ただし明示すること、明示しないことの影響の問題は別、実践的に解決されるべき、【教師は自己の見解の表明を強要されない】

ボイテルバッハコンセンサス【1976,ドイツ】 f

(2)社会教育・生涯学習(成人教育)における主権者・

シテイズンシップ教育

①生涯学習の思想の近代的オリジンは、フランス革命期のコンドルセの教育計画論がその一つであるが、そこには、公民の制約から解き放つための市民の形成が意図されていた。(注6)

②その後の近代ヨーロッパの成人教育史の展開は、複雑さを伴うものであった。すなわち、a)学校教育の差別的な構造に対する民衆への学校教育への機会の拡張、b)国家に従属的な「国民」形成に奉仕する成人教育の国家的整備 c) そのような「成人教育」の体制内化の打破をめざしての社会や国家からの自立的かつ協同的な自己形成をめざす労働者の自己教育運動や民衆大学運動の展開などは、主権者形成に果たす、成人教育の矛盾と打開の筋道を示すものであった。(注7) 日本においても、社会教育の歴史的展開においての、理念、発達形態、組織と体制をめぐるイシューは、すぐれて、だれのために、何のために、どのように実践するのかの問いを含むものであった。(社会教育の歴史と本質をめぐる論争)

③現代的な社会教育・生涯学習(成人教育)における主権者・シテイズンシップ教育は、この点で、社会的排除と包摂、構造的暴力と疎外、貧困と格差、環境破壊と持続的発展可能性、生きづらさを抱える若者の大人への移行支援などの「社会問題」学習を前提とする。同時に、それらを深くとらえるための価値形成学習(例えば、ユネスコ・ドロール委員会『学習：秘められた宝』、ユネスコ『学習権宣言』、憲法学習、生き方をとらえかえす生活記録、生活史学習、科学的な認識の仕方＝学び方の学習)を不可欠のものとする。このような主権者教育・シテイズンシップ教育の歴史的蓄積と現代における展開には多くの教訓が潜んでいる。

現代においても、

事例1 さいたま市九条俳句訴訟

2014年6月に<梅雨空に「九条守れ」の女性デモ>という句会で選ばれ、掲載が予定されていた市民の俳句を公民館報において、職員が自身の「判断」で、掲載を拒否し、それを館長、教委、市長が、十分な説明もなく追認し、不掲載となったことへの国家賠償請求訴訟。

【1 事実認定及び論争点】

1) 俳句という個人の表現の自由を尊重して、句会の自律的な選句過程を経て推薦された秀句を「公民館」だよりに掲載することを、それまで公民館と句会との信頼関係の上に合意してきた。それを、現今の政府の姿勢などから「政治的中立」を過度に忖度した職員(社会教育主事)が、俳句の内容に介入して(検閲に近い)、掲載を拒否した。その法的根拠は極めて曖昧であり、むしろ法の無理解による不当な介入であった。

さいたま市の主張は二転三転するが、最終的には、①公民館だよりに俳句会の句を載せるのは契約関係ではない。②掲載の可否権限はあくまでも館長(=教育長)にある。③世論を二分するようなトピックは、公民館だよりに載せられない。という。

これに対して、原告側弁護団の主張の大筋は、このような公民館(教育委員会)の対応は、憲法、地方自治法、教育基本法、社会教育法に反し、俳句作者の人格権、学習権を侵害し、公民館という教育機関の教育自治的慣習を否定するものであり、許容されないとするものである。

2) 要するに、句会の推薦俳句を公民館だよりに載せるという慣行を、突然公民館の一職員によって、拒絶され、それがさらに、館長、教委、さいたま市の理由の不分明な「公民館だより」への掲載拒否する法的根拠、理由が明示されなければ、それは不当な権利侵害となる。

さいたま市側(被告)の当初根拠とした、さいたま市広告条例、社教法23条違反は、法の無理解であり、本件は、該当しないとして取り下げられた。(謝罪はない)現在の主張の根拠は、公民館だよりの発行権限は、館長(教育長)にあるという裁量権限説である。これは、社会教育法の5条(市町村の教委の事務)を根拠としている。

原告の主張は、被告の社教法5条理解は、誤りである。学習者の思想表現の自由(憲法21条)、学習権保障(憲法26条、教基法3条、社教法3条)、公民館という公の施設利用権(地方自治法244条)、公民館の事業(社教法22条)論こそが法解釈の根拠である。また、俳句作者の句の公民館だよりへの掲載拒否による権利侵害は、憲法1

3条（幸福追求）、14条（差別禁止）、21条（思想表現の自由）、26条（教育を受ける権利）に反し、教基法16条（不当な介入）や、社会教育主事が行ってはならない「命令及び監督」（社教法9条の3）、12条（社教関係団体への不当な介入）に相当するものである。

3) 権利侵害は、①個人としての表現の自由への抑圧（内容に関してのチェックと言う意味で、憲法で禁止する検閲に相当する）②俳句作者への人格権の否定③公民館で学んできたことへの学習権侵害 ④句会という社会教育関係団体への不当な支配、干渉 ⑤公民館における「公民館だより」への編集への利用者参加・自治的運営の侵害である。（このことを危惧した社会教育委員会議、公民館運営審議会、公民館連絡協議会の意向の無視）
*なお、「公民館だより」の住民編集の自治的ルール化が公運審から提起されている。

【2 裁判上の特質】

1) はじめての社会教育の憲法裁判としての側面
個人の俳句表現への不当な抑圧・干渉（検閲、21条）

掲載期待権の侵害（21条、モアスピーチ効果）
原告の人格権、人間的成長、（13条）
大人の学習権への否定と侵害（26条）

2) 教育法裁判としての側面（教育基本法、社会教育法、地方自治法）

生涯学習の振興、奨励に反する（教基法3条）
社会教育関係団体（句会）への社会教育主事の「命令監督」、「不当な干渉」（社教法、9条の3、12条）

「公民館」の教育自治（利用者の学習権尊重、公民館運営審議会などの審議結果の尊重）への不当な抑圧である（教基法16条）

地方自治法の公の施設利用権の侵害（自治法、244条）

3) 社会教育の本来的性格の無理解、軽視

社会教育は、①国民の自主的相互学習という側面、②公的社会教育における社会教育の自由の保障という側面をもつ。

この2つの側面に対する不当な侵害という意味をもつ（社教法3条）

【3 社会教育合理化の現段階の象徴的事例】

1) さいたま市（浦和、与野、大宮合併）の社会教育合理化、教育自治否定の社会教育行政の実態を明るみに出した

2) それまでの公民館の歴史的蓄積と教育的慣行を否定するものである

利用者・住民の多様な学びへの不当な干渉である

3) 地教行法改正（2015年4月施行）による教育長権限の過度の行使

4) 政治的動向への過度の忖度、「政治的中立性」の一方的解釈、

5) 憲法的自由、権利への侵害、民主主義の手続きを破壊する

【4 学習の自由と社会教育】

1) 2016年、社会教育学会の総会で、これから3年間のプロジェクト研究となった（『学習の自由』と社会教育』）

2) この件に関しては、市民応援団、弁護団の結成がある。

3) さらに、学会・研究団体ネットワーク（社会教育学会、公民館学会、社会教育推進全国協議会、社会教育・生涯学習研究所、埼玉社会教育研究会）も組織されている。

4) 教育法学会とも連携の道を築きつつある。

5) 原告側は、この間「証人陳述書」（安藤聡彦、「意見書」（右崎正博、堀尾輝久、長澤成次、姉崎洋一）を用意し、裁判上の新たな立論と、問題提起を行ってきている。そういう意味では大変に大事な裁判となっている。

*注8

事例2 英国のWEA(労働者教育協会)や成人教育施設などにおけるアクティブ・シティズンシップ教育:

WEA STAFF(for example) 2010 調査

・ジョー・ミスキン・・・WEAで23年働いてきた。成人教育にずっと従事してきた。1970代にはトレード・ユニオンの活動をしていた。直接教えることは少なくなったが、teacher training, active citizenship learning,政治学を担当。

・マット・リビングストン・・・2年前からWE

Aの教育プロジェクトを担当。資金集め。アクティブ・シティズンシップを担当。全国・国際的なレベルで活動。

・シャーリー・・・2006年からWEAで勤務。アクティブ・シティズンシップ教育の実践プロジェクトにかかわる。参加型プロジェクト・市民運動を担当。ドンカスター、バーンズリーで活動。地裁の司法レベルでの裁判員、カウンセラー、学校の運営にかかわる人材を指導。女性の自立、女性差別問題について。人種問題。オックスファムなどの団体と連携。人種差別問題にも携わり、女性問題にかかわりながら、場所・スキルを提供。

・イシャート・・・2年半前に渡英。MBA取得。英国のICIに勤務。パキスタン出身。1年間コーランの学習。リサーチのサポート、プロジェクトマネジメントにかかわる。5年前に結婚。ジョーミスキン氏が指導

・クリスティン・・・7年前から資金集めのアドバイザー。チャリティ団体の中で活動。コミュニティ組織。低賃金家内労働者のための活動。教師を目指し、成人教育に携わり学習困難を抱えているものの支援をしたい。

・ショーン・ブラッドリー・・・今は退職して5年たっているが、会計士。起業するときの簿記の支援。

参加者：クリスティン・・・シェフィールド・ハーラム大学やハダスフィールド大学などの高等教育機関に行ったことがあるが、明確な違いは、学習者やスタッフとの関係である。WEAは、個人とコミュニティのかかわりの中で変革が強調されている点が、他の高等教育と違う。意見を声に出しやすい環境にあり、指導に当たっている人々にたいして信頼関係を抱くことができる。そのなかで、ボランティアや賃金労働にいくかどうかを考えながら学ぶことができる。

単にコースに受動的に参加するのではなく、集団的に話し合ったり、生活を通して学ぶ点が魅力である。自ずとボランティアな活動に参加するようになっていく。

・コミュニティの再生について（トニーによる説明）

シェフィールドで働いており、アクティブ・シティズンシップ教育や teacher training に携わっている。

自身は伝統的な教育をうけておらず、15歳のときに公教育を離れ、これまでエンジニア・建設・炭鉱などの仕事に携わってきた。労働運動にかかわって来たら教育に関心を持ち、トレード・ユニオンで政治・経済についての学習を重ねた。教育現場でもいろいろな活動を行い、刑務所で若い囚人の教育にかかわったこともある。そしてWEAで働くことになったが、最初はアクティブ・シティズンシップについて、そしてその後オーガナイザーとして活動することとなった。Wyburnエリア（シェフィールド駅の東反対側）の活動についてふれることは、社会的排除・包摂のことについて関連することにつながるだろう。労働者の多い地域で、高い失業率。鉄鋼産業の衰退が影響している。地域の人々の声を聞くことから始め、公立の小学校では、子どもの学習援助を行っている。校長に対してこの問題をどうしたら良いか尋ねてくる子どもの支援などを行っている。たとえば、なぜゴミが時間通りに回収されないのか、なぜ通りが汚いのか、ゴミが散らかっているのか、など社会問題などについて疑問をもつ子どもがいる。家庭で何ができるのかを考えるプロセスにかかわっている。（Voice Heard）

資金が限られたきわめて小さなプロジェクトにおいて、徐々にコミュニティ開発ワーカーを関わらせることができ、徐々に地元の人々が参加し、個人的な自信を獲得することができるようになった。しかし残念ながら、このような活動が継続することは難しく、立ち上がっては終わることが続いた。このように小さな活動ではあるが、発展させていく段階であり、今日から市についての活動のなかで権力を有している人がどのような活動をしているのかを学ぶことをスタートしている。最初は小さなグループから始まったが、有機的に発展してきた。フェイスブック（face book）のコミュニティを立ち上げ、5、6人から80人を超える活動になって来ている（注9）

事例3 スワスマア成人学習センター（英国、リーズ、2016.2）

（スタッフインタビュー）

・精神障害者や学習障害者は、小さなコミュニティで、彼らの特徴をよく理解して対応できる人た

ちがいれば十分生活していける。そうした小さなコミュニティが今失われていることが問題だ。だからそうした課題を抱える人を理解して受け入れる特別の場所が必要になっている。エンパメントはホンの少しの信頼できる人間関係さえあれば生まれるのだから。

私がスワスマアで働き始めた当初、とても困惑したものだ。IFのカフェにやってきて相談に来る人たちの多いこと、きちんと説明もできない人、聾啞の人等いろいろな人がやってきた。あるときそうした人たちと外出して、交通機関の乗り方やミュージアムの入場の仕方などを教えたりして、社会はそうした人々をどう対応していいかわからないのだと気づいた。特にイギリス人はそうした人たちが何を言っているのかわからなかったりすることをとても恥ずかしいと思う傾向があって、おかしい言動をする人たちにどう関わっていいかわからないから、関わりが持てないのだ。マンディが言っていたのは、そうした人々が堂々と人の前で話したり、振る舞えるようになりたりする機会をもつためにカフェを運営したということだ。

・中退や学習困難で学校をやめて、引きこもりになった人たちの、本質的な困難に寄り添い早期から対応できていれば、あとになってからの二次的障害は防げると思うけど。

L: そのとおり。学校に行かなくなって、自宅にひとりでこもる生活が続き自信を喪失するだけでなく、どう他人に振舞っていいのかわからない社会的恐怖症になってしまう。ある男性の例だが、センターに通うようになっても隅っこに一人である状態だった。私たちならスタッフ数も多いし、そうした人への声かけも心得ているので辛抱強く関わって社会に溶け込めるようにするような架け橋になれるけれど、そうしたことが一般的には難しいのだ、忙しいとか人手不足だとか、どう対応していいかわからないだとか言う理由で。

早期に対応していけば重篤化するのは防げるのだから、関わりをもつ、話をするサポートが必要だと思う

・うちに通っている若者たちの中には以前は、継続教育機関に通っていた子もいた。継続教育機関も障害を持つ若者を受け入れている。だが、多くの場合週に2、3回通うだけだが、最初のうちだ

け通ってその後は行かなくなったそうだ。なぜなら、数千人もの学生がいる中で彼らはきちんとケアされずに放っておかれ、不安な気持ちになるからだ。ここはとても小さく安心感を持ってもらえる。Ofstedの監査でこの環境が悪いと指摘を受けた。狭い空間に大勢の人がいるということだった。でもうちの若者たちはそう思っていない。むしろコースで家庭的な空間だというんだ。

・どうしてクリエイティブライティングを、障害を持つ人たちに教えているのか、何が重要だと思うのかについて教えて欲しい。

L: CWは表現すること、自分のこと、感情を表現することにおいて大事だと思う。書くという経験そのものが、大事だと思う。日記で日々のことを書いておくことは、数日たって忘れてしまうその時の気持ちを書き留めておける、後で読み返して自分はこんなこと書いたっけとか、こんなこと思っていたんだと振り返ってみることで、自分の気持ちを確認められたり、自分がここまで書いていた事実を受け止めて自信をもつことができると思う。

共感性を呼び覚ますこともある。他人が書いたものと自分の書いたものと読み比べて、自分の問題がそこにあることを発見して、共感し合ったり、話し合ったりできるのも書く事のメリットだろう。本を読むことは最初たいくつきわまりないことだが、主人公のキャラクターや置かれた状況を自分と重ねて理解することで、自分の状況を理解できるようになり読書が面白いものになっていくのも、興味深い

(注10)

c f, 世界各国、日本の若者支援の多様な実践と学びの組織化

北海道月形での若者支援(注11)

(3) 高大接続と主権者教育・シテイスンシップ教育

従来の高大接続は、1) 高校教育課程と大学の初年次教育との接続の溝、ギャップ解消のための相互乗り入れ(高大教員間、生徒・学生間) 2) 高校と大学の教科学習のスムーズな接続(自然科学等)のための試み、3) 優秀な学生確保のための大学からの高校へのアウトリーチ(出前講義)あるいは受け入れ(大学講義への高校生参加と単

位認定)型アプローチ、4) 高大接続入試の探求(教育接続の試み)、5) 大学の地域貢献事業における地域住民・学生生徒・高校と大学教員の連携プログラム、6) 大学 COC 事業などでの地域教育支援(教員志望の学生の学校支援など) 7) まちづくり、商店街再生などにおける高校と大学のコラボ実践などが見られてきた。

これらが部分的な高大間の接点形成にとどまったり、教科学習にとどまる限りは、主権者教育・シテイズンシップ教育とはならない。「18 歳からの民主主義学習」をすすめるためには、日常的な高大連携(パートナーシップ)が求められる。かつて、報告者は、和歌山大学と県立粉河高校の KOKŌ 塾「まなびの郷」(2002-) で生徒、大学、地域の三者が互いに学び合う事例を紹介し、分析した。この実践は、現在も継続されている。この学びの構造には、多くの教訓が潜んでいる。(注12)

なお、大学での主権者教育については、他日を期すこととして、ここでは割愛する。

注1 ガート・ビースタ(上野正道他訳)『民主主義を学習する - 教育・生涯学習・シテイズンシップ』(邦訳、勁草書房、2014、LEARNING DEMOCRACY IN SCHOOL AND SOCIETY, Education, Lifelong Learning and the Politics of Citizenship, by Gert J.J Biesta,2011) なお、キース・フォークス『シチズンシップ - 自治・権利・責任・参加』(中川雄一郎訳、日本経済評論社、2011)、嶺井明子編『世界のシテイズンシップ教育 - グローバル時代の国民/市民形成』(東信堂、2007)、木前利秋ほか編『変容するシテイズンシップ』(白澤社、2011)、小玉重夫『シテイズンシップの教育思想』(白澤社、2003)、クリスティーン・ロラン・レヴィ他編『欧州統合とシテイズンシップ教育』(明石書店、2006)、Audrey Osler and Hugh Starkey, Changing Citizenship- Democracy and Inclusion in Education, Open University Press, 2005, など参照。

注2 オードリー・オスラー、ヒュー・スターキー『シテイズンシップと教育』(勁草書房、2009)、Andrew Lockyer, Bernard Crick and John Annette, Education for Democratic Citizenship,ASHGATE,2003,

注3 ウルリヒ・ベック『危険社会』(原著 1986、邦訳、法政大学出版局、1998)、ウルリヒ・ベック他『愛は遠く離れて』(原著、2011、邦訳、岩波書店、2014)、ジグムン

ト・バウマン『リキッド・モダニティ——液化化する社会』(Bauman, Zygmunt Liquid Modernity, Polity Press.2000、森田 典正 訳、大月書店、2001)

注4 特集「教職員に対する「組合活動調査」「通報制度」(佐藤博文、伊藤誠一、渡邊賢、姉崎洋一) 労働法律旬報 1739号、2011年3月上旬号

注5、堀尾輝久『現代教育の思想と構造』(岩波書店、1971年)、小玉重夫「いま求められる政治教育と学校のあり方 - シテイズンシップ教育の視点から」(『政権交代とシテイズンシップ』(同時代社、2010)、バーナード・クリック『シテイズンシップ教育論』(法政大学出版局、2011、原著 2000、ESSAYS on CITIZENSHIP)、『歴史地理教育』2016年5月号、憲法と主権者教育 堀尾輝久、「政治的中立性」と教育の自由 小林善亮

注6 例えば、牧柁名『教育権』(新日本出版社、1971)、

注7 例えば、前掲、堀尾輝久『現代教育の思想と構造』(岩波書店、1971)、Brian Simon, Studies in the history of education,1780-1870, Lawrence and Wishart,1960, Brian Simon, THE SEARCH FOR ENLIGHTENMENT, NIACE,1990, 参照。

注8 佐藤一子「九条俳句不掲載損害賠償等請求事件」の法的問題点と論点」(『法律時報』2015年12月号)、特集2「九条俳句訴訟」『月刊社会教育』2016年5月号、姉崎洋一「社会教育・コミュニテイ施設の管理強化問題をどう見るか—九条俳句訴訟との関連で」(2016年1月31日、市民学習会報告資料) なお、九条俳句市民応援団の url は、次である。<http://9jo-haiku.com/> **注9** スワースモア成人教育センターについては、Tom Steel, SWARTHMORE' S CENTURY,2009, Swarthmore Centre, Creative Writing については、Rebecca O' Rourke Creative Writing, Education ,Culture and Community, Niace, 2005, Leonora Rustamova; STOP! Don' t read this, Bluemoose,2011、姉崎洋一「転換期の英国成人教育と新たな課題」(『経済』2015年10月号)、

注10 WEA については、Stephen K Roberts,A Ministry of Enthusiasm: Centenary Essays on the Workers' Educational Association,WEA,2003

注11 穴澤義晴「お互いにプラス一歩を踏み出して」(『さっぽろ子ども若者白書』2016、200頁) **注12** 堀内秀雄「高校・大学・地域の連携によるつながる教育の形成」(『大学と学生』2009年9月号)

【寄稿③】

「オーストラリアの教育を見聞きて」

山内 雅（道民の会事務局員）

私の息子家族は、西オーストラリア（W・A）のパーズに住んでいます。パーズは人口 130 万人程で 26 市の集合体です。

冬は雪が降らず、年間平均気温が 20 度を超える温暖な気候です。「太陽と緑の街」「世界で一番美しい街」といわれています。

この美しい街並みを維持するために、行政と住民の努力を感じています。家屋は平屋で、せいぜい 2 階建てまでと法で決められているらしい。大きな樹木の高さから突出する家が少なく、見渡す限り樹海が広がっている。（シティーという中心部には高層アパート等も少しある。）公園が多く、すべて芝生。屋外スポーツ施設もすべて芝生で土を見ることがない。学校のグラウンドも同じ。各家庭の前庭の芝生もカットが義務付けられている。年中花が咲いている。

オーストラリアは移民の国で、100 以上の民族が暮らしている多民族国家です。そのために、それぞれの生活や文化を大切にすため、他人との違いを肯定し、尊重し、個性を認めあい、コミュニケーションを重視しています。そのことは教育面でもあらわれています。国全体の統一の方針の基に各州の教育制度に違いがあり、各州や各学校の自由度が高いようです。

孫（現在、中学 1 年と小学 4 年）が生まれる時から現在まで、何度かパーズを訪れています。その孫の通学していた学校等で見聞きた教育事情なので、オーストラリア全体や W・A の教育と相違点や一部をもって全体を評価する偏りがあるかも知れませんが見聞記と了解ください。

日本の教育との違いを強く感じた事は、一人ひとりの子どもを大切にしている点です。日本は「子どもの貧困問題」や「競争と管理統制」の教育が強まっていますが、こちらは行政も家庭も子どもの将来のために、その環境づくりに努力しているように思われます。

親は、子どもを学校まで送迎することが義務づ

けされています。その時間になると、学校の周囲は自動車の駐車です。私の孫は、朝は親が連れて行きますが、下校時 15 時に、私がピックアップしました。

初等教育（小学校）は、W・A では、プライマリースクールと呼ばれています。（州によって呼び方が違う）2 月が入学と学年の始まりで、12 月末に卒業と学年終了となります。

6 歳になると入学（1 学年）です。1 学年は 2～3 クラスで、1 クラスは 20 数名の少人数学級。

2 月までに 5 歳になった子どもは、就学前教育として小学校にある幼稚園に通う。事実上の義務教育のスタートである。（W・A では、プリ・プライマリーという）

どの小学校に入学させるかを、親は選択することができる。各学校では、州の大綱的方針内で、多様な教育の選択肢が提供される。だから、各学校によって教育のあり様が違う。個性がある。地域の生活・文化が、その学校の教育方針に影響を与えるようだ。学業重視や文化行事、スポーツが盛んな学校、少人数制、教科選択の幅広い学校等々あるので、親は自分の子どもにとって、よりふさわしい学校選択に苦勞するようだ。1 年前には、希望する学校に予約を入れる。人気のある学校は早々と入学希望者が定数を超える傾向があるので、空席待ちのウェイティング・リストのみの受け付けもあるようだ。先着順なので、子どもが産れたら直ぐに願書を出すぐらいでないと無理という超人気校もあるという。

親は学校行事に積極的に参加する。教育熱心な親の多い学校は教育内容が充実する。日本のように指導要領に縛られることなく、学校の教育方針と教員の創意工夫する教材研究が大切とされている。

15 時になると授業終了で、生徒たちは一斉に下校する。その後の時間の活用は子どもの自由である。教員は 15 時半過ぎに帰宅してもいいらしい。

子どもだけ(友だちと一緒にでも)の留守番は、14歳未満は禁止のきまりがある。親が少しの時間だけ買物で留守にするのもダメとのこと。

授業料は無料であるが、親は、自主的な学校運営費の寄付やフリーマーケット等の資金づくりがあるらしい。

授業内容は、日本のように各科目を個別に教え込むのではなく、社会に役立つ実践的な面に重きをおいている。実際の社会は、様々な関係で成り立っているので、科目を横断的・総合的に、子どもが理解しやすいように組み立てられているようだ。

多民族国家なので、英語を使わない国からの移住者もいる。英語能力に合わせて、低学年に編入するなど、放課後の特別補習指導をする態勢がある。語学力がついた段階で、上級クラスに移動させるようです。

小学校3年になると第二外国語の授業が始まる。フランス語、イタリア語、スペイン語、中国語、日本語、等があり、各学校で選択し専任教員(日本のように担任でない)が指導する。小学校から日本語を教えるカリキュラムのある学校は、この国しかないのではないだろうか。

一人ひとりを大切にするので「いじめ」はない。高学年になると、低学年のパートナー生徒が決められ、日常的にお世話をする。

5年生位までは家庭でやる宿題は皆無。日常生活でも、夏・冬長期休業中も無い。子どもは、自主的に知りたいことややりたいことの勉強を図書館等の利用を含めてやっているとのこと。

中等教育の中学・高校は、一貫教育のシステムとなっている。W・Aは、セカンダリー・スクール(州によってはハイスクール)と呼ぶ。前期(ジュニア)は8学年から10学年で、ここまでが義務教育である。10学年が終わると義務教育修了証が発行される。その後、就職や専門学校への道もあるが、多くの生徒は、後期(シニア)11学年から12学年へ進む。進学準備課程と位置づけられている。

セカンダリー・スクールは、プライマリー・スクール以上に各学校での選択幅が広い。細かな専門的科目が選択できる。例えば、第二外国語は、

優先言語といわれる中国語・フランス語・ドイツ語・インドネシア語・イタリア語・韓国語・日本語の他に、全体では、30言語程が履修できるという。(各学校によって何言語を選択履修できるのか違いがある。)

コンピューターやテクノロジー等の実践的な科目も多く力を入れている。

高等教育機関には、大学とTAFEと呼ばれる専門教育機関がある。

各大学への入学試験はない。11・12学年の成績評価と単位数、その間に取り組んだ課題の成績、それに卒業試験(到達評価をみる州の統一試験)の結果が入学基準となる。統一試験の科目は100以上あり、エッセイ(論文記述式)が多い。これも多様な評価基準があり、暗記力や知識でなく考える力を試される。

各大学は、基準・スコア(偏差値)と専攻毎に入学基準指数と指標があって、各大学の個性により入学者を決めていくが、詳しくは私にはわからない。

この国は、資格社会といわれる程、取得した学位や資格がものをいう。各分野にわたり専攻が細分化されていて、主婦や就職した人でも新しく資格等を取得するチャンスが多様に提起されている。TAFE(専門学校)も、主な町には必ずあり、各地域の産業や従事する人を育成するためのスペシャリストの道が開かれている。

他の国の教育を知ることは、日本の教育を見直す機会になると思います。

【寄稿④】 アクティブ・ラーニング狂奏曲

真鍋和弘（公立高校時間講師）

「アクティブ・ラーニング」が今、まるで学習の「万能薬」か「救世主」であるかのように、教師たちを「呪縛」しつつある……。

この衝撃的な言葉は、季刊『人間と教育, No. 91』（2016年9月発行、旬報社）巻頭のことばの書き出しである。現在の教育現場に押し寄せる「アクティブ・ラーニング」（以下ALと略記）という言葉の洪水の中では、決して誇張ではないと感じる。

ALを直訳すれば「能動的学習」であるが、もともとは21世紀初頭に欧米の大学教育で使われ始めた用語である。それが日本へ輸入されると、「中央教育審議会の答申」（2012年8月）を経て「教育再生実行会議の提言」（2015年5月）ではなんと高校から幼稚園までに拡大され、「AL＝課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学び」こそが今後の日本の教育の要とされるまでに「成長」する。そして次期学習指導要領ではALはCM（カリキュラム・マネジメント）と共に教育改革のキーワードとしての地位を獲得しつつある。

「受け身型学習」が中心の日本の学校教育にとって、ALの提唱は歓迎すべきものである。しかしこれまで日本の教育行政はALが目指す方向と逆のことをやってきたのではないかと。「少人数学級」に反対し、「全国学力テスト」の強制や良い点数をとるためのドリル学習など……、挙げればきりが無い。今まで、これまで盛んに強調された「総合学習」や「4観点別評価」とALの関係はどうなのか？ 日本の教育にALという新しい理念が本当に必要ならば、現場の教師や子どもたちが混乱することがないように、各地域の教育委員会は丁寧に対応してほしいと思う。理念だけを説明して後は現場にお任せという態度では、これまでの改革と同様に「絵に描いた餅」となってしまう恐れが十分にある。

元数学教育協議会委員長で数学者の野崎昭弘さんは、今年8月の数教協全国大会でALについて次のような提案をされている（少し長くなるが引用する）。

……わかるうれしさを体験することが、一生

の財産になる教育の成果だ、と私は思う。だから「点数を稼ぐ」ことばかり重視して、「考えていると時間がなくなってしまう、答えを覚えて、速く答えた方がトクである」などと暗記学習や定型的な問題のドリルばかりやらせることは、教育の本来の目的に反することなのである。しかし文科省が進めている「全国一斉学力調査」は、そのような暗記学習を推進させる原動力になっている。だからもし文科省が、アクティブ・ラーニングを本気で実現したいのなら、次のことを当然、実行すべきだと私は考えている。

- ① 全国一斉学力調査の中止
- ② 小学校の30人学級の実現
- ③ 公立学校で、教員にくだらない事務書類を作成させるのをやめ、授業計画や教材研究に十分な時間を確保する。……（引用終わり）

（参考）野崎昭弘「近頃はやりのアクティブ・ラーニング」『数学教室』2016年11月号（国土社）

これまで日本の教師たちが行ってきた授業はALではなかったのかと問われれば、そうではなく、十分にAL（もしくはALに近い）な授業も行われてきたのではないかと。きちんとした検証が必要である。

いずれにしても外来の「カタカナ教育用語」は要注意である。

【寄稿⑤】 多様な取り組みと悩み・困惑が語られた今回の道徳教育フォーラム

柳

9月17日に「2016年北海道道徳教育フォーラムIN さっぽろ」が行われました。主催する側の予想を超えて、50余人の方々にお集まりいただきました。釧路・檜山・日高・後志・胆振・空知・上川・宗谷・網走・石狩・札幌の現場教員はもちろん、教育大の学生・退職教員・フリースクール関係者・社会保障関係者など、広がりのある学び合いの場になりました。

この集まりは、昨年2月、『道徳』の教科化が進められる中、特定の教育観・教育理論を前提にしない、だれでも参加できる『子どものための道徳教育』を学び合い・交流する場をつくりました。全道の小・中学校では、『特別の教科道徳』のカリキュラムづくり・授業づくりが進められています。子どもの姿や道徳教育に対する思い、ささやかであっても貴重な実践を持ち寄り、語り合い、学び合いませんか。」という塚本智宏さん(東海大札幌キャンパス)らが呼びかけて取り組まれているものです。

昨年2月から今回まで、札幌市・新ひだか町・稚内市・旭川市・苫小牧市などで6回開かれ、参加者は延べ250人程になっています。

はじめに、「道徳教育とはなにか、それをどう進めるか～大学生とともに考える」と題して、福井雅英さん(滋賀県立大)に話していただきました。

【記念講演】

大学での「道徳教育論」の授業を通して、「こんな授業を受けてどうするんだ」「先生が求めていそうな意見ばかり……それが道徳の“こたえ”」「結局答えが決まっていって面白くなかった」という学生が、授業の経過を通して、「価値観が他の人と異なってもおかしくない、という一見当たり前のことに初めて気づかされた」「それぞれのクラスに存在する問題をテーマとして取扱い、背後に隠れたものを想像することが大切になってくる。児童らそれぞれに育ちや発達があることを理解し、想像力を働かせ、それぞれの背景を思いやることだ。」と道徳教育に関わる認識の変えていったといいます。大学での「道徳教育論」授業を、「道徳の授業」

憲一(北海道道徳教育フォーラム事務局)実践の場と考えて取り組んできたと話されました。

午後からは、実践の報告や交流が行われました。それぞれの実践報告から相互に学び合うということコンセプトにしている「フォーラム」ですので、多岐にわたる報告の一部の紹介だけにさせていただきます。

【道徳の時間の授業づくり】

○丸尾恵さん(渚滑中)

「道徳教育年間指導計画」を使用。使用資料とともに実施内容を記録し学年別ファイルに。「困ったときは『道徳ドキュメント』がある」と。小学校からの小さな集団なので交流することがなかなか難しい。世の中には色々な人がいるということを知ることが先かな?とも。子どもの実態に合わせてどのような内容がいいかなど、気軽に相談しながら授業を考えられるようになるのがよいのですが……。

○斉藤鉄也さん(厚岸木田小)

今の道徳の時間の実践……「わたしたちの道徳」や道徳の副読本教材はできるだけ使う(部分的であっても)。

学校の道徳の時間の指導計画に則る(ある程度)。教科とのつながり、子どもの生活とのつながり、世の中の動きとのつながりを考える。「わたしたちの道徳」の書き込み欄はしっかり埋めていく。次の年にも残るので。「道徳の時間」だけで完結させない。教科、行事、学校生活などと絡めて。

○平山純さん(仁木小)

価値項目「思いやり」「友情」題材「孔子のことば②」「君子は人の美をなし、人の悪をなさず。小人はこれに反す。」展開「孔子とは⇒資料を読む⇒資料の読み取り・話し合い⇒自分の生活や態度を振り返る」

学級通信から「ところで、みんな『道徳』って、何の勉強かわかる?」「議論しよう」「楽しく遊ぶ難しさ」

○大石準さん(中頓別中)

内容項目「ものの見方を変えてみよう」資料「107 + 1 ~ 天国はつくるもの~」「毎日、ポジティブ」「NHK 7:07エッセイ 仕事の流儀 本田圭佑 ねらい「『自己肯定感を高める = 自分を好きになる』というところから、なぜ『自分を好きになる』ことが大切なことなのかというところまで踏み込んでいきたい」

【様々な教育活動と道徳教育】

○中里明雄さん(梶別西小)

「考える・議論する」「多様な考えを交流する」道徳、学習指導要領をベースに「実態に即した道徳的価値はなにか」を研究、オーソドックスな一単位時間の授業展開の確立他

○堂七歩さん(厚別北小)

「そもそも道徳教育は、週1時間の学習時間で行うものではなく、毎日の生活すべてを通して行うもの」「休み時間・給食時間など子どもたちの生活そのままが教材になるものなのだ」「お互いに相手のことをより理解しようと考え、知らなかった・気にもしなかった事実に分れることで見方が変わるといふ、生の学びに」「困っている人を助けよう、みんなで仲良くしよう、きまりを守ろう、ものは大事にしよう」と真正面から話題にしても、反論など出るはずもない」「小さなトラブルの解決や班づくり、リーダー会での学級分析などを道徳と関連させて考える」

○國保いづみさん(静内中養教)

「保健室からの道徳教育～いのちと人権について考えてみよう!」。内容『誕生』『寿命』『支えられるいのち』『死』『いじめと人権』など「科学的にまた客観的事実を中心に」。指導の形「保健日より・保健掲示物、それを活用して担任が帰りの会などで」「1単位の道徳の授業に」

○星徹さん(札幌清田小)

「いじめ問題を考える」～タレント高橋みなみのメッセージをもとに、いじめをする側、される側、傍観者、それぞれの立場から考える」

【教育課程編成と道徳教育、「教科道徳」の教科課程、道徳教育推進教師の役割】

○嶋崎健一さん(枝幸小)

道徳の時間が十分にとれない、道徳の授業をどう進めてよいのかよくわからない、子どもの反応がよくない、道徳の時間が生活指導に変わってしまう。

授業交流(模擬授業)、授業アイデアの交流、わたしたちの道徳授業構想、道徳の最新情報交流

○村越含博さん(岩見沢日の出小)

道徳推進校としての取り組み。管内道徳教育推進教師研修講師として報告者に。徳目主義を抜け出せる道徳を打ち出せるか。『資料』の質は常に問い、『自主教材』を使う環境づくりをどう担保するか。

○石橋英敏さん(上/國中)

道徳教育推進教師って何をする?身近な地域で道徳の教材をどうつくっていくか?素材がいっぱい。学校だけでなく、地域や保護者とともに創る。できることからやっっていく、実践したことを交流する。

【早速、感想のメールが届きました】

フォーラムの数日後に、比布で再任用教員をされている西野誠さんから、次のような感想がメールで届きましたので紹介します。

『特設道徳』への対抗軸は学びと関係づくりの視点で授業をつくり続けること、「生活現実」の必然性にもとづくことが重要だともいえました。

『特設道徳』は上からの価値注入と、価値注入のシステムとしての『学校』をつくることだと思うのです。学生さんの文章で「答えてほしいことを言えば点数になる」という文は、それを機敏に察知したものだともいえます。

人間性あふれる教材でも子どもたちの要求・必然に基づかない授業は「価値注入のシステム」にのみ込まれます。生活の要求・必然に基づいた、モラルや約束事をつくらすことと、づくり方を学ぶことを大切にしてほしいと思いました。

この子どもの要求・必然に基づく道徳授業を認め合う関係をつくるのが同僚との共同の要になってくるとおもいます。とつても、しんどいと思いますがこれを回避はできないともいいます。

多くの教職員は教育思想を蹂躪され続け、同僚同士が監視し合う世界に追い詰められています。この苦しさを汲み取り励まし合う運動をつくるのが組合に求められていると思います。

今は教文活動の正面に「道徳」をすすめることと、支部・分会で互いのしんどさを聞き取り、職場に共同をつくる展望と糸口を一緒に考えるとりくみを大切にしたいと思います。

たまたま道徳の授業をしたくなりました。

なお、発表報告にあたり、白鳥克美さん(白老・白翔中)からは、同校での実践を文書で提供していただきました。ありがとうございます。